

監査委員公表第2号

財政援助団体の監査結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体の監査を二宮町監査基準に準拠して実施しましたので、同条第9項の規定に基づき、その結果を次のとおり報告します。

令和6年7月30日

二宮町監査委員 間中 晟

1. 監査の種類

財政援助団体等の監査

2. 監査の実施日

令和6年6月20日（木）

3. 監査を行った監査委員

監査委員 間中 晟

4. 監査の対象機関

対象団体 二宮町商工会

所管課 都市部産業振興課

5. 監査の対象

二宮町から交付した補助金（令和5年度分）に係る補助金交付団体の出納、その他の事務の執行及び所管課の上記団体への補助金に係る出納、その他の事務

6. 監査の着眼点

二宮町が交付した令和5年度補助金に係る出納、その他の事務の執行状況及び事業効果について、補助金が目的に沿って有効かつ適正に使われているか、補助金の交付申請から実績報告までの事務手続が適正であったか、補助対象事業の執行が適切かつ効率的に行われているか等に主眼を置いて監査を実施した。

7. 監査の実施内容

監査にあたり事前に提出された監査説明書及び関係書類等に基づき、所管課及び補助金交付団体からの説明を聴取した。

8. 補助金交付団体の概要

二宮町商工会は、二宮町経済の活性化と地域商工業の振興に寄与することを目的として、昭和35年12月20日に知事の認可を受けて設立された。

重要事項議決は102名の総代制により実施するとともに、30名の役職員により会を運営している。令和6年3月31日現在の会員数は542名である。

商工会が行う主な事業は、経営発達支援計画に基づく伴走型小規模事業者支援推進事業をはじめ、商工会員に関する経営相談及び経営支援、地域連携、地域活性化事業、青年部、女性部、二宮ブランド推進事業、受託事業、事務代行事業等である。

9. 補助金の執行状況

二宮町商工会補助金は、二宮町商工会補助金交付要綱の規定に基づき、経営改善普及事業及び地域総合振興事業に充当している。

10. 監査結果

二宮町商工会の補助金に係る出納その他の事務は、二宮町補助金交付規則の規定に基づき適正に処理されていた。また、補助金の使途も適正であると認められた。

11. 意見

補助金活用効果をさらに高めるため、商工会が実施しているさまざまな事業のPRを積極的に行われたい。

以上